



北上市より物価高騰対策補助金のお知らせ

令和8年度北上市貨物運送事業者運行支援補助金

本補助金は、国の「重点支援地方交付金」を活用しています。

燃料価格高騰の影響を受けている運送事業者に16,000円/台を交付します。

■申請期間 令和8年4月17日(金)から令和8年5月29日(金)まで(必着)

対象となる事業者

中小企業者(個人事業主を含む)又は県内に本社若しくは本店を置く法人であって、市内で事業を営む運送事業者。中小企業者(個人事業主を含む)は、市内に事業所があれば、本社、本店所在地は問いません。

(注)中小企業者の定義は裏面Q&Aをご覧ください。

対象となる車両

補助事業者が令和8年4月1日時点において貨物自動車運送事業の用に供するため保有する車両であって、市内の主たる事務所又は営業所に所属し、東北運輸局に登録されている車両。

申請書類

【申請方法】 郵送のみ

【宛 先】 〒024-8501 北上市芳町1番1号 商業観光課あて

(注)本社、又は主管の支店・営業所が一括して申請してください。(同一事業者からの複数の申請は受理いたしません。)

【原本提出を求めるもの】

- ◎ 令和8年度北上市貨物運送事業者運行支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ◎ 令和8年度北上市貨物運送事業者運行支援補助金補助対象車両一覧(様式第2号)

【写しの提出でよいもの】

- ◎ 貨物自動車運送事業に係る国土交通大臣の許可書(又は認可書)の写し
(「一般貨物自動車運送事業」、「特定貨物運送事業」の場合)、
国土交通大臣への届出書の写し(「貨物軽自動車運送事業」の場合)
- ◎ 個人事業主:住所が確認できる書類(免許証、マイナンバーカード等)、
法人:履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの)
- ◎ 支給対象車両全てに係る車検証の写し及び自動車検査証記録事項(A4サイズのもの)
※車両の本拠の位置、有効期間の満了する日が分かるもの
- ◎ 補助金振込先口座情報の表紙及び見開き面の写し

(注)申請でお困りの際は商業観光課窓口をご利用ください。

本支援金についての問い合わせ

北上市役所商工部商業観光課 ☎0197(72)8240

北上市役所本庁舎3階 平日午前9:00~12:00 午後13:00~17:00

■補助金を受けるには(その他)

次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 北上市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同上第2号に規定する暴力団員でないこと
- (2) 法人税法別表第1に規定する公共法人でない者
- (3) 宗教上の組織又は団体でないこと

■支援金の振り込みまでの流れ

支援金の振り込みは通常で申請受理から1カ月程度です。

- (1) 申請書の記入漏れや添付書類の不足がある場合、申請者へ返送します。再度提出されるまで受理されません。
- (2) 虚偽の申請や不正の行為によって申請された支援金は、交付後であっても返還命令を行い、交付金額全額に遅延損害金を付して返還させます。また、事件として所轄警察署に届け出ます。

Q&A

①	Q	県の運輸事業者運行支援緊急対策費との併給は可能か。
	A	併給可。
②	Q	県の運輸事業者運行支援緊急対策事業を申し込む前に、市に申請してもよいか？
	A	申請の順番に決まりはない。
③	Q	運輸業の中小企業者定義は？
	A	資本金の額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下。
④	Q	市外在住の運送事業者(個人事業主)で北上に営業所がある場合は対象か？
	A	市外在住であっても北上市内に営業所があり、車検証の登録地も北上市内であれば対象となる。
⑤	Q	軽貨物も本事業の対象か？
	A	対象である。
⑥	Q	令和8年5月1日から新規創業者として開業したが、本補助金の対象になるか？
	A	本事業の補助対象車両は令和8年4月1日時点で事業者が保有する車両と定義しているため補助対象外となる。
⑦	Q	複数の業種を営んでいる場合の取り扱いは。(例:運輸業と飲食業を営んでいるケース)
	A	主たる事業で業種を判断いただく。例えば、運輸業と飲食業を営んでいて、総売上にも占める運輸業売上の割合が飲食業売上の割合よりも高ければ、主たる業種は運輸業として取り扱うこととする。

本支援金についての問い合わせ

北上市役所商工部商業観光課 ☎0197(72)8240

北上市役所本庁舎3階 平日午前9:00~12:00 午後13:00~17:00